

住家の被害程度と住宅再建支援の関係

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法※		
		建設・購入	補修	賃貸
全壊 (50%以上)		基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万
大規模半壊 (50%未満 ~40%以上)		基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万
中規模半壊 (40%未満 ~30%以上)		基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 50万	基礎 0 加算 25万
半壊 (30%未満 ~20%以上)		住宅の応急修理 (595,000円以内)	※ 長期避難世帯及び解体世帯（半壊、敷地被害）も全壊世帯と同様最大300万円を支給 ※ 特定長期避難世帯（避難指示等が通算3年を経過したものうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等）については、支給金額に70万円を加えた額を支給（その額が300万円を超えるときは、300万円） ※ 単身世帯については、上記支給額の3/4	
準半壊 (20%未満 ~10%以上)		住宅の応急修理 (準半壊) (300,000円以内)		
床上浸水	生活必需品の供与 (被服・寝具等) 学用品の給与 障害物の除去 (137,900円以内)			
住家の被害に関わらず可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬			

応急仮設住宅の供与
(建設・賃貸)

併用可

(住むことが困難な場合)